

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(當日が休日に當るときは、そ
の翌日)

告

示

鳥取県告示第二百九十二号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定に基づき、次の法人を指定地方公共機関として指定したので、告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

株式会社新日本海新聞社

鳥取県告示第二百九十三号

鳥取県薬剤師国民健康保険組合は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第三十二条第一項第四号に掲げる理由により解散したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十五条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康

◇公

告

電気工事士試験の実施
二級建築士試験の実施

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
土地改良事業の認可（二件）

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

建築基準法による道路の位置の指定

建築基準法による道路の位置の指定

解除予定の保安林（十一件）

解除予定の保安林（十一件）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目八の二	昭和五十二年三月二十三日
衣笠薬局	八頭郡郡家町別府一四九の八	四月一日

鳥取県告示第二百九十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目八の二	全国	昭和五十二年三月二十三日
衣笠薬局	八頭郡郡家町別府一四九の八	"	四月一日

鳥取県告示第二百九十七号

江府町長から申請のあつた武庫地区ムカミ旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十年法律第百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月十八日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
滝 田 親友朗	鳥国医第二、一五四号	昭和五十二年三月二十八日
山 田 邦 喬	鳥国薬第三四六号	四月五日

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和52年4月22日 金曜日

鳥取県公報

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字ワサビ谷七八四 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び國府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百九十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法 (

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 保安林として指定された目的

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二四〇の二 (次の図に示す部分に限る。)

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法 (

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡國府町大字上地字扇ノ山八七八の一 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び國府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字吉川字江ナミ谷一三四四の二、一三四四の三二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 鳥取県告示第三百二号**
- 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和五十二年四月二十二日
- 鳥取県知事 平 鴻 三
- 次に保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和五十二年四月二十二日
- 鳥取県知事 平 鴻 三
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字大谷字大峯七二一八の五三、七二一八の五五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 鳥取県告示第三百四号**
- 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和五十二年四月二十二日
- 鳥取県知事 平 鴻 三
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市双六原字梅木谷四二三、字梅木谷四二七、四二九（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
林道用地とするため

所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字大谷字大峯七二一八の五三、七二一八の五五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役

5 昭和52年4月22日 金曜日

鳥 取 県 公 報

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字滑鉄山所一七三九の四、一七三九の六、一七三九の七（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字坂ノ元六六二の一（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役

場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡國府町大字上地字上神場八七九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び國府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡東伯町大字三本杉字宮谷一七六六の一、一七六六の六から一七
六六の一三まで、一七六六の一五、一七六六の一七、一七六六の一九、
一七六六の二一から一七六六の二六まで、一七六六の二八、一七六六の
三〇、一七六六の三二、一七六六の三四、一七六六の三六、一七六六の
三八、一七六六の四〇、一七六六の四二、一七六六の四四、一七六六の
四五、一七六七の一三（以上二九筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役
場に備え置いて縦覧に供する。）
- 林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び東伯町役
場に備え置いて縦覧に供する。）
- 次に保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（
昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和五十二年四月二十一日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字新見字荒尾一〇八七の三（次の図に示す部分に限
る。）
- 二 保安林として指定された目的

一 土砂の流出の防備

二 東伯郡東郷町大字別所六八番地伊藤克己ほか十八人の者から申請のあつ
た数人が共同して行う土地改良（別所地区農用地造成）事業については、
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条の二第三項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月十四日
認可したので、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八
条第九項の規定により告示する。

三 林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役
場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九号

東伯郡東郷町大字別所六八番地伊藤克己ほか十八人の者から申請のあつ
た数人が共同して行う土地改良（別所地区農用地造成）事業については、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条の二第三項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月十四日
認可したので、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八
条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八号

鳥取県告示第三百十号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（奥本地区農道整備）事業は、土
地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月十四日認
可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十一号

福部村から申請のあつた村営土地改良（久志羅地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第三百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十条第一項の規定に基づき、青木団地第二土地区画整理事業（第一工区）の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

一 施行者の所在地及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地

二 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

一工区

昭和四十七年十二月一日から昭和五十四年三月三十日まで

二工区

昭和四十七年十二月一日から昭和五十四年三月三十日まで

三工区

一工区

米子市青木字丸山、字三崎谷平、字中山、字羽森、字羽森峯、字城下、字乘越、字宮塔及び字宮ノ峯並びに永江の各一部

二工区

米子市青木字長窪田の全部、字櫻ノ前、字丸山、字三崎谷平、字新宮、字上ノ谷、字中山、字羽森、字羽森峯、字城下、字乘越、字南

宮塔及び字宮塔の各一部

五 施行認可の年月日

昭和四十七年十一月二十四日

六 事業年度

一工区

昭和四十七年度から昭和五十二年度まで

二工区

昭和四十七年度から昭和五十三年度まで

七 公告の方法

鳥取県住宅供給公社掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十二年四月十八日

鳥取県告示第三百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に

(第三種郵便物認可) 昭和52年4月22日 金曜日 鳥取県公報

規定する道路の位置を昭和五十一年四月二十一日次の如きに指定したのと、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
大阪市阿倍野区千子町三丁目一番一六号 瀧吉福	鳥取市大字堤谷五五八一、幅員 四・五〇～九・五〇メートル 五六一～三一、三五六一～三五七一、三五七一～三五八一地先水路、三五八一～三五八一	延長 七川・山ノマーレバ
		一〇地先水路及三五八一

公 告

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、昭和52年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和52年4月22日

鳥取県知事 平林鴻三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和52年6月19日(日曜日)午後1時から午後3時まで
イ 場所 鳥取市、倉吉市及び米子市

(2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 道体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋内配線 5 屋内配線
電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付方法 4 接地工事の方法
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 道通試験の方法

配 線 図	配線図の表示事項及び表示方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
一般用電気工作物の保安に関する法 令	1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年の政令第250号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号） 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号） 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）
2 技能試験	技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対して実施する。
(1) 試験の日時及び場所 ア 日時 昭和52年8月7日（日曜日）午前8時30分から午後5時 まで イ 場所 島取市 (2) 試験科目	(1) 受験手続 ア 電線の接続 イ 配線工事 ウ 電気機器及び配線器具の設置 エ オード及びキャブタイヤケーブルの取付け オ 接地工事 キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 ク 一般用電気工作物の検査 ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理 2 受験手續 次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課防災係へ提出すること。 なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当するものであること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。 (1) 受験願書 鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。 (2) 写真 受験願書提出前6か月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。 4 受験願書の受付期間 昭和52年4月25日から昭和52年5月14日まで 5 受験手数料及び納付方法 (1) 受験手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、昭和52年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和52年4月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の区分

(1) 建築士法施行細則の一部を改正する規則（昭和49年3月鳥取県規則第22号）による改正後の建築士法施行細則第10条の規定に基づく試験（以下「新制度による試験」という。）については2から8までに定める要領により実施する。

(2) 建築士法施行細則の一部を改正する規則附則第2項の規定に基づく試験（以下「旧制度による試験」という。）については9に定める要領により実施する。

2 受験資格

昭和52年7月22日現在において次の各号の一に該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学

校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が(1)又は(2)と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

(4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

3 受験申込受付期間

昭和52年5月16日（月）から昭和52年5月20日（金）まで

4 受験申込書の提出先

所定の受験申込書を鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に提出すること。

5 受験手数料

2,500円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にちよう付すること。

6 試験期日及び時間割

昭和52年7月23日（土）

9時から10時30分まで 建築法規
10時50分から12時20分まで 建築構造

報公県取島

昭和52年4月22日曜金曜日

11

- 13時10分から14時40分まで 建築計画
15時から16時30分まで 建築施工
- (2) 建築設計製図の試験
昭和52年9月18日(木) 12時から16時30分まで
- 建築設計製図の設計課題
「新興団地に建つ歯科診療所併用住宅(木造二階建)」
- 試験場所
鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
- 合格者の発表
(1) 学科の試験の合格者に対しては、昭和52年8月25日(木)にその旨を通知する。
(2) 最終合格者の発表は、昭和52年10月28日(金)に鳥取県公報にて公告するとともに、合格者にその旨を通知する。
- 学科の試験と建築設計製図の試験との関係
建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り受けることができる。
- 10 その他
イ 最終合格者の発表は、昭和52年10月28日(金)に鳥取県公報にて告するとともに、合格者にその旨を通知する。
ア 各科目の合格者に対しては、昭和52年8月25日(木)にその旨を通知する。
- (4) 建築設計製図の設計課題
5に同じ。
- (5) 試験の場所
6に同じ。
- (6) 合格者の発表
イ 最終合格者の発表は、昭和52年10月28日(金)に鳥取県公報にて告するとともに、合格者にその旨を通知する。
- 11 試験申込受付期間等
(1) 受験資格
昭和48年に行われた二級建築士試験において合格した科目を有する者
(2) 受験申込受付期間等
3に同じ。
- (3) 試験期日及び時間割
4に同じ。